

別海町地域おこし協力隊募集要項 (公共交通対策 雇用型)

1 募集背景

本町では、自家用車の普及や人口減少による公共交通の廃線・減便に伴う交通空白地域の拡大のほか、高齢者の移動手段の確保が深刻な課題となっています。また、本町の今後の方向性を定める地域公共交通計画を作成するため、外部からの新たな視点と活力をもった人材を募集します。

2 募集人数及び任用形態

1名 雇用型

3 活動内容及び活動場所

<活動内容>

- 公共交通調査企画及び町民ニーズ分析
 - 地域公共交通計画策定・町民ニーズ調査分析
- 新交通サービス検討提案及び利用促進
 - 交通安全事務執行・街頭啓発活動実施
- 交通安全啓発及び移動サービス推進活動
 - 移動サービス利用促進・広報ホームページ SNS 活用

<活動場所>

別海町役場（北海道野付郡別海町別海常盤町 280）

4 募集対象

■ 下記の条件をすべて満たす方に限ります。

(1) 次のアからエの要件のいずれかに該当する方

ア 3大都市圏、政令指定都市、県庁所在地、中核市等（過疎・山村・離島・半島地域以外の都市地域）に住民票を有する方

イ これまで地域おこし協力隊として2年以上活動し、かつ、解嘱から1年以内の方

- ウ 語学指導等を行う外国青年招致事業（以下「JET プログラム」という。）
参加者として2年以上活動し、かつJET プログラム終了から1年以内の方
エ 海外に在留し市町村が備える住民基本台帳に登録されていない方

アの詳細は、こちらの「[特別交付税措置に係る地域要件確認表](#)」でお住まいの自治体をご検索ください。

- ・「都市地域」の場合 → 要件を満たしています
- ・「一部条件不利地域」の場合
→ お住まいの地域が条件不利地域外であれば要件を満たしています
条件不利地域の該当・非該当はお住まいの市区町村にお問合せください

- (2) 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 16 条に規定する欠格条項に該当しない方
- (3) 心身ともに健康で、誠実に職務を行うことができる方
- (4) 地域おこし活動に意欲と情熱を持ち、積極的に活動できる方
- (5) 地域住民と協力しながら意欲的に活動でき、積極的に企画・提案ができる方
- (6) 自治会に加入し、地域住民と円滑な関係を構築できる方
- (7) 委嘱後、直ちに別海町に生活の拠点と住民票を異動させることができる方
- (8) ワード、エクセル等の基本的な操作ができる方
- (9) 普通自動車免許を有している方又は取得見込の方
- (10) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者に該当しない方
- (11) 任期終了後、業務経験等を活かした就業又は起業を目指し、地域に定着することを目標とする方
- (12) 外国籍の場合は、日本語検定 3 級以上のレベルを有し、会話、テキストともに日本語でのコミュニケーションが取れる方

5 勤務条件

■ 身分

別海町会計年度任用職員（第2号）として任用します。

■ 任用期間

任用日（※1）から令和8年3月31日までとします。

（年度ごとの任用により、最初の任用の日から最長3年まで更新することができます。）

※1 任用日は、隊員候補者と町が協議したうえで決定した日とします。

※2 職務怠慢や非行など、地域おこし協力隊としてふさわしくないと判断した場合は、任用期間中であっても解嘱することがあります。

■ 給与

月額 325,000 円

※ 時間外勤務手当、通勤手当は別途支給します。会計年度任用職員はその他の扶養手当、住宅手当、寒冷地手当等は支給対象外となります。

■ 活動日

勤務日数は、月曜日から金曜日までの週5日とし、土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月31日から翌年の1月5日まで）は休日とします。ただし、活動のため休日の勤務が必要な場合は、平日に休日を振り替えることができます。

■ 活動時間

活動時間は、午前8時45分から午後5時30分までとし、正午から午後1時までは、休息時間とします。

また、活動のため時間外の勤務が必要な場合は、規程に基づき、時間外勤務手当を支給します。

■ 待遇・福利厚生

- ① 健康保険、厚生年金保険、雇用保険に加入します。給与から本人負担分が差し引かれます。
- ② 役場庁舎内の勤務で使用する端末が貸与されます。
- ③ 勤務時間中の車両は、原則として公用車を使用します。
- ④ 住居は民間アパート等を斡旋します。（住宅料、光熱水費は自己負担となります）
- ⑤ その他活動に要する経費や研修旅費は、予算の範囲内で支給します。
- ⑥ 転居に伴う費用は、自己負担となります。
- ⑦ 規程に基づき有給休暇、特別休暇等を付与します。（年次休暇20日など）

■ 副業

原則として認めていませんが、任期中の協力隊活動に影響を及ぼさず、かつ任期終了後の定住に関連するもので、町長が認めた場合は許可します。

6 応募方法

■ 提出書類

- ① 「履歴書」（任意書式。ただし、顔写真貼付のものとしします。）
- ② 「職務経歴書」（任意書式）

■ 提出方法

下記の電子フォームから応募してください。

<https://logoform.jp/f/falSf>



- ※ ①②は電子フォームに原則 PDF で添付してください。
- ※ 取得した個人情報、**「個人情報の保護に関する法律」に基づき適正に管理し、目的以外に使用することはありません。**
- ※ 内定後、地域要件を満たしているかを確認するため、住民票の写しの提出を求めます。

■ 募集期間

令和8年1月30日（金）まで

- ※ 応募状況等に応じ、募集期間を短縮又は延長することがあります。

7 選考方法

■ 第1次選考（書類選考）

提出書類による選考を行います。

希望に応じて、町担当者等とのカジュアル面談（WEB）を行います。

第1次選考結果は、随時応募者にメールで通知します。

■ 第2次選考（面接選考）

第1次選考合格者を対象に、個人面接（WEB）を行います。

第2次選考の日時については、応募者との調整の上決定します。

- ※ 応募前に WEB 面談を実施することも可能です。

- ※ WEB 面談等を受けるために必要な機器の用意、システム使用料、通信料等は、応募者負担となります。

■ 別海町地域おこし協力隊員の決定

第2次選考により、別海町地域おこし協力隊員を内定します。第2次選考結果は、メールで通知します。

8 問い合わせ先

〒086-0205

北海道野付郡別海町別海常盤町 280

別海町役場

町HP：<https://betsukai.jp/>

総合政策部地域創生課（担当：成田（なりた））

TEL：0153-74-9502（直通）

E-mail：regional-hr-st@betsukai.jp